

共通のご案内(必ずお読み下さい)

●お申し込み

- ①大人一名以上でお申し込み下さい。出発の前日17時30分まで予約を受け付けております。また、満席等の理由により、受付ができない場合があります。平日のお申し込みは、一週間以上前にお申し込みください。
- ②20歳未満の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。
- ③身体に障害のある方、健康を害している方はその旨をお申出ください。団体行動に支障をきたすと当社が判断した場合、お申し込みをお断りさせていただきますが、同伴者の同行を条件とさせていただきます場合があります。

●添乗員について

添乗員は同行いたします。ご旅行中の手続きはお客様自身で行っていただきます。

旅行条件書(要旨) 詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししていますので、事前にご確認のうえ、お申込ください。

1.本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2.募集型企画旅行契約

この旅行は、一般社団法人新潟市観光協会(以下「当社」とい)が企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結していただきます。又、契約の内容・実施は、募集広報(パンフレット等)のコースごとに記載されている条件のほか、下記条件、最終旅行日程表及び当社の「旅行予約約(募集型企画旅行契約の部)」によります。

3.旅行のお申込み

- (1)申込書に所定の事項を記入の上、お一人様につき申込金(旅行代金)を添えて当日以降にお申込みいただけます。お申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれ一部として取扱います。
- (2)当社は電話、郵便、ファックスその他の通信手段によるお申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が旅行実施当日に申込書その他の申込金(旅行代金)を受取った時点で契約が成立します。

4.契約の成立と誓約書面の交付

- (1)募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承認し前項の申込金(旅行代金)を当日以降に受領したときに成立するものとします。
- (2)当社は契約の成立後旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお渡します。当社が手配し、旅程を管理する業務を負う旅行サービス範囲は、当該契約書面に記載いたします。

5.申込条件

- (1)15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し、一部コースを除きます。)(15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- (2)最少催行人員は、旅行パンフレットに記載します。
- (3)健康を害している方、身体に障害のある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社が可能な範囲内でこれに対応します。この場合、当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。
- (4)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断したときは、ご参加をお断りする場合があります。また、当社に対して暴力的な要求行為及び不当な要求行為、取り戻しに関して論議的言動もしくは暴力行為、風説を流布し偽計・威力を用いて信用の毀損若しくは業務の妨害行為、又はこれらに準ずる行為を行ったときは、ご参加をお断りすることがあります。
- (5)その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。
- (6)当社は、団体グループを構成するお客様の大代表者(以下「契約責任者」といいます)から旅行のお申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者に有しているものとして当該契約に関する取引等を契約責任者と間で行います。
- (7)契約責任者は、当社が求めたときに、構成メンバーに対して当社に提出しなければなりません。
- (8)当社は、契約責任者が構成者に対して理に負い、又は将来争議などが予測される債務又は義務について、何らの責任を負うものではありません。
- (9)当社は、契約責任者が団体グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

6.確定書面の交付

- (1)当社は、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況に記載した確定書面を遅くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。また、甲府前日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。
- (2)コースにより確定書面を交付しない場合があります。この場合、旅行パンフレットに記載します。

7.旅行代金の適用及びお支払い期限

- (1)旅行代金は旅行開始日の当日以降にお支払下さい。
- (2)特に注釈のない限り、中学生以上は大人料金、小学生以下は半額、未就学児は無料で参加できます。ただし、満3歳以上6歳未満の幼児で、運送機関の座席確保及び宿泊施設の食事・器具等を必要とする場合は、ご当り代金を適用します。
- (3)旅行代金に大人・子供の区分表示がない場合は、満6歳以上の全ての方にご当り旅行代金を適用します。航空機利用の場合本項(2)の幼児を大人・子供区分表示しない場合は、満6歳以上の全ての方に当り旅行代金を適用します。
- (4)旅行代金は、各コース別に表示してあります。食費・利用人数でご確認ください。
- (5)追加代金は、利用便の選択、利用便の等級の選択、宿泊施設指定の選択、1人部屋追加代金は大人、子供一律、1名様の代金です。

8.旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行代金に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかきりエコミック費用)、宿泊費、食事代及び消費税等諸税。
- (2)添乗員が同行するコースの添乗員経費等。
- (3)各コースに明示した「旅行代金に含まれるもの」として明示ししもの費用。

9.契約内容の変更

当社は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(運送、目的地空港の変更等)その他の事由が生じ、得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由による因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更は説明します。

10.お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交付に必要な実費とともに当社に提出していただきます。また、契約上の地位の譲渡は当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り渡した方が、この旅行契約にかかると一切の権利及び義務を継承することとなります。なお、当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に於しない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

11.お客様からの旅行契約の解除(旅行開始前)

- (1)お客様はいつでも第15条に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただいた後、旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除の申し出の受付は、お申込みされた当社の営業時間内とします(営業時間終了後は償還したファックスリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)。
- (2)お客様は、次に掲げる場合は本項(1)の規定に依らず、旅行開始前取消料を支払うことなく契約を解除することができます。①当社によって契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が②の表に記載に掲げられたものその他重要なものであることに限り、②第11条(2)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- ④当社がお客様に対し、契約の解除を、6営業日の前日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- ⑤当社の責任とする旅行における陸路運送の中止、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき。

12.当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

- (1)当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することがあります。①お客様が当社の世界、年齢、資格、技能、経験その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- ②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に附随し得ない認められるとき。
- ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- ④お客様が契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- ⑤お客様の人数が旅行パンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日前にある日以前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。⑥キャンセルを目的とする旅行における陸路運送の中止、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき。
- ⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- (2)当社は、本項(1)により契約を解除した時は、既に受取っている旅行代金(又は申込金)の全額をお客様に払い戻します。
- (3)第5条(4)に該当することが判明したとき。この場合、取消料はお支払いしません。

13.取消料

- (1)契約成立後、お客様のご都合で契約を解除する場合、旅行代金に対してお客様1名につき下記取消料を取消料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部のお客様が契約を解除される場合は、ご参加のお客様から運送・宿泊機関等の(1台・1室あたり)ご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
- (2)当社の責任とらないキャンセルの取り扱い、上の事由に基づきお取り消しになる場合も下記取消料をいただきます。
- (3)お客様の都合でお申込みの旅行開始日やコースの変更をされたときは、お客様から契約の解除があったものとして所定の取消料を申し受けます。
- (4)旅行開始後とは当該旅行のサービスの提供を開始したときをいいます。

募集型企画旅行の取消料

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	旅行開始日の前日以前に解除	旅行開始日の当日に解除
取消日	21日前に当たる日以前の解除	20日前に当たる日以降の解除	7日前に当たる日以降の解除
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%
		旅行代金の40%	旅行代金の50%

●旅行代金について

- 旅行代金には往復の交通費(スケジュール記載のもの)宿泊費、消費税等、旅行代金に含まれるものは、利用の有無に係らず、ご返金はできません。小学生以下は半額で未就学児は無料で参加できます。前項の他旅行代金に含まれません。
- ①自由行動中の見送り、食事料、交通費等
 - ②傷害、疾病に関する医療費(傷害、疾病保険料等)
 - ③ご希望のみ参加されるオプションツアーの旅行代金
 - ④ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

14.お客様による旅行契約の解除(旅行開始後)

- (1)お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領されず、又は途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはいたしません。
- (2)お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げた時は、第13条(1)の規定に係らず取消料を払うことなく、受領できなかった部分の契約を解除することができます。この場合において当社は、受領できなかった当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の支払い、又はこれから支払わなければならない費用(当社の責に帰するべき事由によるものでない)に限り、差引いた全額をお客様に払い戻します。

15.当社による旅行契約の解除(旅行開始後)

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することがあります。①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に附随し得ないことが判明したとき。
- ②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他のものによる当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2)当社は本項(1)に基づき契約の解除をしたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務は、有効な取消がなされたものとし、当社は、旅行代金のうちお客様が、ご当りの提供を受けたい旅行サービスに対して取消料、違約料その他の支払いは、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた全額をお客様に払い戻します。
- (3)お客様が第5条(4)に該当することが判明したとき、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けたい旅行サービスに対して取消料、違約料その他の支払いは、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた全額をお客様に払い戻します。
- (4)当社は本項(1)③の規定により契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻するための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

16.添乗員等

添乗員同行に記載されたコースを除き、添乗員は同行いたしません。

17.旅程管理等

当社は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当社係員の指示に従っていただきます。

18.当社の責任及び免責事項

- (1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者(旅行サービスの手配を当社に代わって行者)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があった場合に限りさせていただきます。
- (2)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同行の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に通知を要し、お客様1名につき最大15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。
- (3)お客様が次に掲げるような事由により損害を被られた場合におおきには、当社は原則として本条(1)の責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- ②運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- ③官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更・中止
- ④自由行動中の事故
- ⑤責中滅
- ⑥盗難
- ⑦運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

19.お客様の責任

- (1)当社はお客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、お客様による取消料、違約料その他の支払の無効にかかわらず、当社はお客様に対し、損害の賠償を請求します。
- (2)お客様は当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の企画旅行契約の内容についてご理解いただくよう努めてください。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領できます。万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときは、旅行において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出てください。

20.特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行予約約(募集型企画旅行の部)別紙の特別保証程度で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

21.旅程保証

- (1)当社は旅行日程に下表に掲げる変更(次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を旅行終了の日翌日から起算して30日以内にお客様に対して支払います。但し、当該変更について当社に第20条第3項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合はこの限りではありません。
- (2)下記左欄(1)～(8)の項目につき「1件」とは、運送機関の場合は1フライト、1乗車、1乗船につき、また宿泊機関については1泊につき、その他のサービス提供内容の場合は、各変更項目1変更につき、それぞれ1件として数えます。従って同一旅行の中で複数の補償もあり得ます。
- (3)「表の右欄(1件あたりの率)」とは、1件あたりの「旅行代金」に対する率をいいます。又、上段記載の率は「旅行開始前に変更通知した場合」、下段記載の率は「旅行開始後に変更通知した場合」です。
- (4)サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。
- (5)本項(1)の規定にかかわらず、変更補償金の額は旅行者お一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の5.0%を限度とする。又、変更補償金の額が1,000円未満の場合はお支払しません。当社はお客様の同意を得て変更補償金の支払いを物品・サービスの提供に替えることがあります。

変更補償金の支払い対象となる変更	一件あたり率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
本パンフレットに記載した①旅行開始日又は旅行終了日の変更 ②入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.5 1.0	3.0 2.0
③運送機関の等級又は設備の劣り、料金のものの変更(変更後の合計金額が当初の合計額を下回った場合に限り)	1.0	2.0
④運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦宿泊機関の客室の種類、設備、異議その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

22.旅行条件基準日

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

23.その他

当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。旅行・ホテル等において、お客様が料理、飲み物、その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税相当額が課税されます。

国内旅行傷害保険加入のすすめ	安心してご旅行をいただくため、お客様自身で保険をかけていただけます。
----------------	------------------------------------

個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他当社では、会社及び提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、各種アンケートのお願い、次回お申込みの際の簡便化、特典サービスの提供にお客様の個人情報を活用させていただくことがあります。なお、当社の個人情報保護方針に関するポリシーにつきましては、当社ホームページ(ライバシーポリシー(<http://shibatana-shop.pro.jp/>))をご参照ください。

思い立ったらすぐ出発!!

しばたをめぐる小旅行

平成29年4月1日~11月26日



思い立ったらすぐ出発!!

新発田へ行くこう!

しばたん観光バス城下町しばたを巡る

運行日 4月~11月毎週「土・日曜、祝日」運行中!!

※城下町しばたを巡るコース(午前・午後)は予約が少ない場合、タクシーでの運行となる場合がございますので予めご了承ください。

運行日	4月~11月毎週「土・日曜、祝日」運行中!!
午前料金	大人1名 2,800円 小人1名 2,000円
午後料金	大人1名 2,500円 小人1名 1,700円
定員	20名 ※最小催行2名・添乗員無し ※3日前までにご予約下さい ※催行日のみ当日乗車できます

午前プラン	
9:00	新発田駅発
9:30	月岡温泉各旅館
9:35	刀剣伝承館
10:20	新発田城址公園 (新発田城・白壁兵舎広報史料館)
11:30	寺町たまり駅・寺町通り
12:30	新発田駅

※寺町たまり駅でコーヒー・お菓子、お土産のOx付
※新発田城址公園では、新発田城及び白壁兵舎広報史料館
と見物について両方又は片方の見学ができます

午後プラン	
13:30	新発田駅
13:40	新発田城址公園 (新発田城・白壁兵舎広報史料館・ 安兵衛茶屋)
15:05	落谷虹見記念館
16:00	月岡温泉
16:30	新発田駅

※新発田城址公園でコーヒー・お菓子付
※新発田城址公園で観覧車・お土産のOx付

お申込み・お問い合わせは

(新潟県知事登録旅行業第3-396号)
旅行企画・実施(一社)新発田市観光協会 TEL.0254-26-6789
〒957-0055 新潟県新発田市諏訪町1丁目2番11号 FAX.0254-26-5031 mail kanko@shibata-info.jp

募集型企画旅行実施可能区域:新潟市、阿賀野市、聖籠町、阿賀町、胎内市、新発田市、福島県喜多方市
※担当者の説明に不明な点があれば、旅行業務取扱管理者(当該業務での取引責任者)にご質問ください。
※お申込みのご案内(詳しい旅行条件を説明した書面をお渡します)ので、事前にご確認の上お申込みください。

(一社)全国旅行業協会正会員
国内旅行業務取扱管理者/ 棚田 由美子



インフラツーリズム

※このツアーは新潟県からの協力により実施いたします。
 ※昭和42年8月28日に発生した「羽越水害」を契機に整備された土木施設を巡るツアーです。



新発田川放水路



福島潟放水路



胎内川ダム



羽越水害復興50年
記念事業の
詳細はコチラ



内の倉ダム



加治川治水ダム



奥胎内ダム(建設中)

加治川水系コース

発着日
6/17(土)
9/20(土)

内の倉ダムと加治川治水ダム 特別見学日帰りツアー

- 定員 各日25名 ※最少催行人員:各日10名
- 参加費 大人1,000円 小人500円 ※昼食付き
- 特典 内の倉ダムカード、加治川治水ダムカードの50年記念「ツーリズム参加者特別バージョンカード」をプレゼント

8:00 新潟駅南口貸切バス乗り場
 8:45~ 8:50 新発田駅
 9:15~ 9:45 加治川水門見学
 10:30~11:45 内の倉ダム構内見学
 12:15~13:15 滝谷森林公園食堂(昼食※アスパラカレー)
 13:45~14:45 加治川治水ダム見学
 15:30 新発田駅
 16:20 新潟駅南口貸切バス乗り場



胎内川水系コース

発着日
7/8(土)
8/4(土)

胎内川ダムと奥胎内ダム 特別見学日帰りツアー

- 定員 各日25名 ※最少催行人員:各日10名
- 参加費 大人1,000円 小人500円 ※昼食付き
- 特典 胎内川ダムカード、奥胎内ダムカードの50年記念「ツーリズム参加者特別バージョンカード」をプレゼント

8:00 新潟駅南口貸切バス乗り場
 8:45~ 8:50 新発田駅
 9:20~ 9:25 中条駅
 10:30~11:30 胎内川ダム見学
 11:40~11:50 胎内川砂防ダム見学
 12:20~13:15 胎内ヒュッテ(昼食)
 13:30~14:30 奥胎内ダム工事見学
 15:00 中条駅
 15:30 新発田駅
 16:20 新潟駅南口貸切バス乗り場

阿賀野川水系コース

発着日
9/9(土)
9/17(土)

新発田川放水路と福島潟 放水路日帰り見学ツアー

- 定員 各日25名 ※最少催行人員:各日10名
- 参加費 大人1,000円 小人500円 ※昼食付き
- 特典 福島潟放水路カード、新発田川放水路カード、内の倉ダムカードの50年記念「ツーリズム参加者特別バージョンカード」をプレゼント

8:00 新潟駅南口貸切バス乗り場
 8:45~ 8:50 新発田駅
 9:30~10:10 福島潟放水路(管理事務所)
 10:30~11:20 ビュー福島潟見学
 11:35~11:45 新発田川放水路見学
 12:00~12:45 紫雲の郷(昼食:アスパラカレー)
 13:30~14:45 内の倉ダム構内見学
 15:30 新発田駅
 16:20 新潟駅南口貸切バス乗り場

上記の行程内容は、変更になる場合があります

JR新発田駅・胎内市役所発着
日帰り
バスツアー

ようこそ胎内へ

たいないの
魅力を訪ねる 春

たいないの大自然と隠れた魅力を体感する旅

出発日
5/21(日)



蔵王山・蔵王権現・ 高坪山トレッキング

- 定員 20名様 ※最少催行人員10名 ●事前予約 必要(5/16まで)
- 参加費 大人1名2,000円 小人1名1,500円
- その他 昼食各自持参、温泉入浴券付き。ガイド:中条山の会が案内します

新発田駅(8:00)→胎内市役所(8:30)→蔵王山登山口…蔵王権現・釈迦岳…高坪山山頂(昼食)…虚空蔵奥の院…高坪山登山口…荒川運動公園→胎内市役所(15:00)→新発田駅(15:30)

出発日
5/28(日)



胎内市の會津八一 ゆかりの地を巡る

- 定員 20名様 ※最少催行人員10名 ●事前予約 必要(5/23まで)
- 参加費 大人1名2,800円 小人1名2,000円
- その他 昼食付き。ガイド:ゆかりの地巡りは案内付きです

新発田駅(9:00)→胎内市役所(9:30)→柴橋庵(10:00)→太総寺(歌碑・百体観音・観音堂)→丹呉家(歌碑)→南都屋(案内・昼食)→胎内市役所(14:30)→新発田駅(15:00)

出発日
6/4(日)



新緑の櫛形山脈トレッキング (櫛形縦走コース)

- 定員 20名様 ※最少催行人員10名 ●事前予約 必要(5/31まで)
- 参加費 大人1名2,000円 小人1名1,500円
- その他 昼食各自持参、温泉入浴券付き。ガイド:中条山の会が案内します

新発田駅(6:40)→胎内市役所(7:10)→関沢森林公園…山の神…大沢尾根コース…櫛形山脈縦走コース坂井越(昼食)…鳥坂山…宮ノ入りコース…羽黒登山口→胎内市役所(15:20)→新発田駅(15:50)

出発日
6/25(日)



奥胎内新緑散策!! 鮮やかな新緑のブナ林を 思う存分満喫

- 定員 20名様 ※最少催行人員10名 ●事前予約 必要(6/20まで)
- 参加費 大人1名4,300円 小人1名3,000円
- その他 昼食付き。ガイド:ブナ林散策は案内付きです

新発田駅(9:00)→胎内市役所(9:30)→奥胎内ヒュッテ(ブナ林散策)→ロイヤル胎内パークホテル(入浴・昼食)→胎内市役所(14:30)→新発田駅(15:00)